

開示請求書

年 月 日

三井不動産リフォーム㈱
個人情報相談窓口 御中

請求者	〒	—
	住所	
	ふりがな	
	氏名	印
	連絡先電話番号（自宅・携帯番号・勤務先・その他）	
	—	—
請求者の区分をチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
請求者が法定代理人または委任による代理人が申請者の場合は、下の欄に開示対象者本人の住所、氏名、連絡先を必ずご記入下さい。		
開示対象者本人	〒	—
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	連絡先電話番号（自宅・携帯番号・勤務先・その他）	
	—	—

個人情報の保護に関する法律第28条の規定に従い開示対象者本人に関する三井のリフォームの保有個人データにつき、後記4の注意事項を了承のうえ開示請求いたします。

1. 保有個人データの確認照合のための参考とさせていただきますのでお分かりになる範囲でご記入下さい。（□内にチェックして下さい。）

三井のリフォームと取引したことがありますか。		
<input type="checkbox"/> ある→	<input type="checkbox"/> 住宅等のリフォーム（工事場所： ）	時期 年 月頃
<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
三井のリフォームに資料請求あるいは問合せをしたことがありますか。		
<input type="checkbox"/> ある→	<input type="checkbox"/> リフォームの資料請求または問合せ（担当営業所名： ）	時期 年 月頃
<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
三井のリフォームの営業所・店舗・モデルルーム等に来場等されたことはありますか。		
<input type="checkbox"/> ある→	<input type="checkbox"/> 営業所等（名称： ） <input type="checkbox"/> モデルルーム（名称： ）	時期 年 月頃
<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

2. 必要書類について

必要書類は下表でご確認下さい。必要書類は各1通必要です。必要書類は漏れないようにお願いします。

(a) 本人が請求者の場合	① 住民票（あるいは外国人登録証明書） ② 公的機関が発行した氏名住所の記載がある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）
(b) 未成年者の法定代理人が請求者の場合	① 法定代理権を証明する書類（例：戸籍抄本等） ② 法定代理人の住民票（あるいは外国人登録証明書） ③ 公的機関が発行した法定代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）
(c) 成年被後見人の法定代理人が請求者の場合	① 法定代理権を証明する書類（例：戸籍抄本等） ② 法定代理人の住民票（あるいは外国人登録証明書） ③ 公的機関が発行した法定代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）
(d) 委任された代理人が請求者の場合	① 本人が発行する委任状（実印で押印） ② 本人の印鑑証明書 ③ 本人の住民票 ④ 代理人の住民票（あるいは外国人登録証明書） ⑤ 公的機関が発行した代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）

3. 事務手数料等について

1回のご請求ごとに手数料1000円および郵便料612円が必要です。費用のお支払方法は、次の方法でお願いします。

- ・ 1,000円分の郵便定額小為替と612円分の切手を同封する方法

4. 注意事項

以下の事項につきまして、あらかじめご了承をお願いいたします。

- ① 所定の手続きや申請書類等に不備がある場合は開示できない場合があります。
- ② 内容等の確認のため本人（または代理人）にご連絡させていただく場合があります。
- ③ 個人データの確認作業等に一定の時間（日数）を要する場合があります。
- ④ ご請求に伴う手数料等の支払いがない場合は開示できません。
- ⑤ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、記事の求めの対象が「保有個人データ」に該当しない場合、三井のリフォームの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合、法令に違反することとなる場合には、個人データの全部または一部について開示できない場合があります。この場合でも所定の手数料等はお返しできません。
- ⑥ 開示の方法は書面により行い、原則本人を受取人として住民票に記載の住所に本人限定受取郵便で郵送します。（委任による代理人が請求者の場合でも開示対象者本人を受取人として住民票に記載の住所に郵送します。法定代理人が請求者の場合は法定代理人を受取人として住民票に記載の住所に郵送します。）封筒には受取人の電話番号を記載します。郵便物の受取に際しましては郵便局から受取人宛に連絡等があり、本人確認のうえ受取人の住所または郵便局で郵便物を受取ることができます。
- ⑦ 開示請求でご提供されたお客様情報は、本人確認、保有個人データとの照合、本人または代理人との連絡等の開示手続きに必要な範囲で利用いたします。なお、ご提出いただいた書類等はご返却いたしません。

以上